

# 都市計画法第53条第1項の規定に基づき 許可申請される場合の注意事項

舞鶴市

## 1 許可申請書は、次の要領により記入してください。

- (1) 申請者が法人である場合において、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 記1については、地番(2以上の地番にまたがって敷地が位置する場合には、敷地内の全部の地番)まで記入すること。
- (3) 記2については、建築物の主要構造部(建築基準法第2条第5項に定める主要構造部をいう。6関係法令の項を参照のこと)の構造および建築物の階数(地下を含む)を次の例にならって記入すること。  
(例)木造瓦ぶき平家建(地階なし)
- (4) 記3及び4については、建築基準法の規定に準拠して記入すること。

## 2 許可申請書に、次の書類を添付してください。

書類名	説明	縮尺等
1 位置図	建築物の位置が確認できる図を使用し、不明瞭な場合は写真のコピーなどを添付すること。	
2 配置図	敷地内における建築物の位置を表示する図面	1/500 以上
3 求積図	敷地面積が分かる図面	
4 平面図	建物の各階の平面図	1/200 以上
5 立面図	2面以上の建物の断面図	1/200 以上
6 断面図	2面以上の建物の断面図	1/200 以上
7 建築物の用途を記載した書類	所要事項を「建築物の平面図」に記入することにより省略することができる。	
8 誓約書	建物が都市計画施設の内外にまたがり、区域外の部分が都市計画法54条の許可基準に適合しない場合は、別の様式の誓約書を使用のこと。	
9 委任状	代理人による申請の場合必要	

### 3 許可申請書等の提出部数及び事務処理に必要な標準日数

道路名	管理者	書類提出部数	事務処理に必要な標準日数
市道	舞鶴市	正1部、副1部	1~2週間程度
府道、国道175号線、 国道177号線	京都府	正1部、副2部	2~3週間程度
国道27号線、国道 27号線バイパス	国土交通省	正1部、副3部	1ヶ月程度

※国土交通省が管理している道路で、市街化調整区域に該当する場合は、副4部が必要となります。

※許可書の交付に併せ、副1部を申請者にお返しします。

4 許可申請される建築物に係る敷地について、現地で確認を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

5 舞鶴市内における本許可事務は、平成11年10月より、従前の京都府に代わり舞鶴市が担当することとなりました。許可申請される場合は事前に舞鶴市役所都市計画課と十分ご相談いただきますようお願いします。

### 6 関係法令

#### (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)抜粋

##### (定義)

第4条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2~5号省略

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第12条第1項各号に掲げる事業をいう。

8~9号省略

10 この法律において「建築物」とは建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に定める建築をいう。

11~16号省略

(都市施設)

第 11 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。(以下略)

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 市場、と畜場又は火葬場
- 八 一団地の住宅施設(一団地における 50 戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 十 流通業務団地
- 十一 その他政令で定める施設

2~6 省略

(市街地開発事業)

第 12 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業で必要なものを定めるものとする。

- 一 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業
- 二 新住宅市街地開発法(昭和 38 年法律第 134 号)による新住宅市街地開発事業
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和 33 年法律第 98 号)による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和 39 年法律第 145 号)による工業団地造成事業
- 四 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)による市街地再開発事業
- 五 新都市基盤整備法(昭和 47 年法律第 86 号)による新都市基盤整備事業
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- 七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

2~6 省略

(建築の許可)

第 53 条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 政令で定める軽易な行為
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 第 11 条第 3 項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの

五 第 12 条の 11 に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

2 第 42 条第 2 項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 第 1 項の規定は、第 65 条第 1 項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

第 54 条 都道府県知事は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合すること。
- 二 当該建築が、第 11 条第 3 項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
  - イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。
  - ロ 主要構造部(建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

**(2) 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)抜粋**

(法第 53 条第 1 項第 1 号の政令で定める軽易な行為)

第 37 条 法第 53 条第 1 項第 1 号の政令で定める軽易な行為は、階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転とする。

(法第 53 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為)

第 37 条の 2 法第 53 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行うものとする。

(法第 53 条第 1 項第 4 号の政令で定める行為)

第 37 条の 3 法第 53 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であって、法第 12 条の 11 に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。

- 一 道路法第 47 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する道路一体建物の建築
- 二 当該都市計画施設である道路を管理することとなる者が行う建築物の建築

**(3) 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）抜すい**

(都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可の申請)

第 39 条 法第 53 条第 1 項の許可の申請は、別記様式第 10 による申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺 500 分の 1 以上のもの
- 二 二面以上の建築物の断面図で縮尺 200 分の 1 以上のもの
- 三 その他参考となるべき事項を記載した図書

別記様式第 10 (省略)

**(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）抜すい**

(用語の定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二～四号省略

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要な間仕切壁、間柱、附柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六～十二号省略

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四～三十五号省略